

---

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） 通告に従って、美郷町の女性の命を守る取組である子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチンの定期接種に関して一般質問させていただきます。

子宮頸がんは子宮の入り口部分である子宮頸部にできる「がん」で、今も年間1万人以上の女性が子宮頸がんにかかり、約2,800人も女性が亡くなっています。

子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、国の2011年度基金事業を経て2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子は接種を希望すれば無料で接種が可能になっています。一方で、国は2013年6月より「積極的勧奨を差し控える」としたため、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまい、基金事業の際に7割近くあった接種率が1%未満にまで減少しております。

国は、昨年10月と今年1月の2度にわたりヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び対象者への周知を発出し、市町村にHPV定期接種対象者へ情報提供を求めておりました。そして、積極的勧奨をしないようになった原因とされる多様な症状がワクチン未接種者にも起きることが報告され、子宮頸がんの予防効果など有効性を示す研究結果も集まったことから、11月26日の厚生労働省健康局長通知にて勧奨差し止めが廃止となりました。以上の観点から、次のとおりお伺いいたします。

これまで個別通知をしていた世代も含めた町内の全対象者に対し、このような最近の動向を踏まえ、「国の方針が変わったこと・積極的接種を勧める分かりやすい文書」と「予診票の送付」及び「ワクチン接種について検討・判断するために必要な情報提供」などを速やかに行い、本人またはその保護者に対し、接種を推進するべきと考えますが、町の当該ワクチンに対する基本方針はどのようなものでしょうか。

現段階で、美郷町内において対象者は何人であり、そのうち「積極的な勧奨の差し控え」により接種機会を逃したと想定される方はどの程度おられるのか、その方々に対する今後の対応予定、重ねて、接種者が接種直後に体調の変化を感じた際においては接種した医療機関へ相談するのが基本ではありますが、一定期間経過後などにおいて、当該医療機関のほかに相談する体制は十分であるのかを併せて伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ヒトパピローマウイルス感染症に係るHPVワクチン接種については、平成25年6月14日付厚生労働省健康局長の勧告により、同日から積極的な勧奨を差し控えておりました。その後、令和2年10月9日付厚生労働省健康局長及び令和3年1月26日付厚生労働省健康局健康課予防接種室より、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種について、接種対象者等に対する情報提供をし、周知に努めるよう通知があったところです。

これを受けて町では、令和3年4月、接種対象に当たる12歳から16歳までの364人のうち、標準接種年齢である13歳に加え、14歳から16歳の女子合わせて286人の保護者に、HPVワクチン接種の定期予防接種のお知らせを個別に送付し、11月末現在で10名の方が接種を行っております。

その後、令和3年11月26日付厚生労働省健康局長通知において、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種について、予防接種法第8条の規定による勧奨を行うことになりました。

町では、国の方針転換に基づく情報発信及び対応の検討を進めておりましたが、今回のご質問を受けて、直ちにその旨を含むHPVワクチン接種に関する情報を町ホームページにて発信するとともに、今後、町広報2月号でその内容周知を図りつつ、国の方針を踏まえて、令和4年4月に標準接種年齢の13歳になる中学1年生女子に対して、個別勧奨を行うこととしております。また、その際には、ワクチン接種の判断が適切にできるよう、その安全性や有効性等について記載した説明資料等も同封し、接種勧奨に努めてまいります。定期接種の個別勧奨の対象となる14歳から16歳になる女子につきましても、同様の対応を図ってまいります。

積極的な勧奨の差し控えのため接種機会を逃した方への対応につきましては、平成9年度から平成17年度に生まれた女子が該当しますが、転入転出等により、現時点で未接種者を確定することはできない状況です。

また、その方々については、本日の新聞報道にもありましたが、現在国において、公費による接種機会の提供等に向け、対象者や期間等の議論をしているところであり、今後決定される国の方針に基づき、適宜、適切に対応してまいりたいと存じます。

ワクチン接種後一定期間経過後の医療機関以外の相談体制ですが、各都道府県に「HPV感染症の接種後の症状が生じた方に対する相談窓口」が設けられており、本県では県健康福祉部保健・疾病対策課及び県教育庁保健体育課となっております。

また、「HPVワクチン接種後に生じた症状の診療に係る医療機関」についても全国に配置されており、本県では「秋田大学医学部付属病院」となっており、各種相談に対応できる体制になっ

ているものと認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子君の再質問を許可いたします。

○14番（長谷川幸子君） 前向きなご答弁、本当にありがとうございます。HPVワクチンの対象年齢を過ぎますと自費接種、任意接種になることと、定期接種の意味も周知していただければと思います。

まず、自費接種となりますとちょっと高額になりますので、そのところも個別通知の中に含まれていますでしょうか。お願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問ですが、実務的な内容でありますので、担当課長に答弁させます。

○議長（森元淑雄君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

個別勧奨につきましてのお知らせの際に、定期接種の関係につきまして具体的にお知らせすることとなります。その中に公費対象というところも記載することといたしますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。